

(参考資料)

行動援護を行うための要件について

「行動援護」を提供するためには、当該事業所に以下の資格要件を満たすサービス提供責任者及び従業者（ヘルパー）を配置することが必要です。

1 サービス提供責任者の資格要件について

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践研修）修了者であって、知的障がい児者又は精神障がい者の直接支援業務に 3 年以上（A 表の職種に通算 1 0 9 5 日（3 年）以上就労、かつ 5 4 0 日以上の介護等の業務に従事）の従事経験を有するもの。

2 従業者の資格要件について

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践研修）修了者であって、知的障がい児者又は精神障がい者の直接支援業務に 1 年以上（A 表の職種に通算 3 6 5 日（1 年）以上就労、かつ 1 8 0 日以上の介護等の業務に従事）の従事経験を有するもの。

A 表 知的障がい者・知的障がい児・精神障がい者に対する直接支援業務（対象事業種別・職種等）例

事業種別（障がい福祉サービス）	職種
療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）	・生活支援員、職業指導員等の介護等を行う業務
就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援	
短期入所、共同生活援助、自立生活援助、施設入所支援	
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援、移動支援	・ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の介護等を行う業務
児童発達支援、医療型児童発達支援	・保育士、児童指導員等の介護等を行う業務
放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、日中一時支援	
上記に相当する事業	

令和 9 年 3 月 3 1 日までの経過措置について

令和 3 年（2 0 2 1 年）3 月 3 1 日までに下記の要件を満たしていた場合、令和 9 年（2 0 2 7 年）3 月 3 1 日までは経過措置の適用があり、当該業務に従事することができます。ただし、令和 9 年（2 0 2 7 年）3 月 3 1 日で経過措置期間が終了しますので、それまでに行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践研修）を修了する必要があります。

1 サービス提供責任者

居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、知的障がい児者又は精神障がい者の直接支援業務に 5 年以上（A 表の職種に通算 1 8 2 5 日（5 年）以上就労、かつ 9 0 0 日以上の介護等の業務に従事）の従事経験を有することで足りるものとする。

2 従業者

居宅介護従業者の要件を満たす者であつて、知的障がい児者又は精神障がい者の直接支援業務に 2 年以上（A 表の職種に通算 7 3 0 日（2 年）以上就労、かつ 3 6 0 日以上の介護等の業務に従事）の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。